

こんなときは届出が必要です

国民年金は、日本に住んでいる20歳から60歳未満のすべての人が加入する公的年金制度です。

国民年金の加入種別は、次の3種類に分かれており、届出は加入時だけでなく、種別が変わったときにも必要です。種別変更の届出を忘れると、年金が受け取れなかったり、減額されたりする場合がありますので、年金手帳を添えて、忘れずに手続きを行います。

加入種別

◆第1号被保険者

自営業者やその配偶者、学生や無職の人などが対象になります。

↓ 本人が住民係へ届出

◆第2号被保険者

会社員や公務員など、厚生年金に加入している人が対象になります。

↓ 本人の勤務する事業所が届出

◆第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されている配偶者が対象になります。

↓ 配偶者の勤務する事業所を経由して届出

種別変更となるケース

◆第1号被保険者になるケース

第2号被保険者が退職すると第1号被保険者となります(第3号被保険者になる場合を除く)。

また、その人に扶養されていた配偶者(第3号被保険者)がいる場合、その人も第1号被保険者になります。

合、その人も第1号被保険者になります。

◆第2号被保険者になるケース

第1号被保険者、第3号被保険者が就職して厚生年金に加入すると第2号被保険者になります。

◆第3号被保険者になるケース

厚生年金に加入している人の被扶養配偶者になる場合は第3号被保険者になります。

※第1号被保険者になると国民年金保険料の納付が必要となります。納付が困難なときには、免除や猶予される制度もありますので、住民係にご相談ください。

■問合せ先

・高崎年金事務所(代表)

☎027・322・4299

・住民課住民係 内線264

ご存じですか「学生納付特例制度」

― 学生は承認を受けると保険料の納付が猶予されます ―

20歳以上の学生は、申請し承認を受けることにより、卒業するまでの間、保険料の納付が猶予されます。申請は原則として毎年必要です。

また、猶予を受けた期間は、年金額には反映されませんが、10年以内であれば後から保険料を納めること(追納)ができます。(ただし、承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納する場合には、当時の保険料に経過した年数に応じて加算額が上乘せされます。)

なお、平成28年度に学生納付特例制度により保険料納付が猶予されている人で、平成29年度も在学予定の人には、日本年金機構からハガキ形式の申請書が3月末頃に送付されますので、返送するだけで手続きができます。

また、初めて申請する人や、学



校などに変更がある人、ハガキ形式の申請書が届かなかった人は、住民係で手続きをしてください。

☆今年度の承認期間

平成29年4月～

平成30年3月までの1年間

※申請については最大2年1カ月前の月分までさかのぼって申請ができますので、申請を希望される場合にはご相談ください。

☆手続きに必要なもの

① 年金手帳

② 学生証の写し(表裏両方)、または在学証明書

③ 印かん(認め印)

■問合せ先

・高崎年金事務所(代表)

☎027・322・4299

・住民課住民係 内線264

福島北防災広場を整備

建設課都市計画係 内線 421

災害時の避難場所
平常時は憩いの場として活用

町では災害発生時の避難場所として福島小学校北側に福島北防災広場を整備し、3月16日に竣工式を行いました。竣工式には町関係者や福島地区の区長や組長など約50人が参列し、防災広場の完成を祝い、防災機能を備えた施設の概要について説明を受けました。茂原町長は「災害はないにこしたことはないが、いつ起こるか分からない。この広場が災害時は有効に活用され、普段は地域の人たちの憩いの場になってもらえれば」と話しました。



竣工式

飲料水が作られる造水・浄水装置の
仕組みを見学する参列者

福島北防災広場は、平常時は住民の皆さんの憩いの広場として活用され、防災教育など多目的に利用してもらいます。災害発生時には地域住民の避難場所となるほか、大規模避難場所に指定されている福島小学校のサテライト施設として、支援物資の搬入場所となるなど、防災広場と公園的要素を兼ね備えた施設を目的としています。

▼富岡甘楽衛生施設組合

組合を組織しているのは富岡市と甘楽町です。

▼業務内容

し尿処理施設管理事業や水質検査事業、プール管理事業などです。



衛生管理センター（し尿処理施設）

歳 入 (単位:千円、%)

科 目	予算額	構成比
分担金・負担金	160,012	60.0
使用料・手数料	35,000	13.1
財 産 収 入	780	0.3
繰 入 金	68,040	25.5
繰 越 金	2,000	0.8
諸 収 入	738	0.3
合 計	266,570	100.0

町の負担金は 24,994千円です

歳 出 (単位:千円、%)

科 目	予算額	構成比
議会費	858	0.3
総務費	31,035	11.7
衛生費	226,677	85.0
予備費	8,000	3.0
合 計	266,570	100.0

■問合せ先

富岡甘楽衛生施設組合

☎0274-64-1241

施設の概要は次のとおりです。

防災広場

○耐震性貯水槽 100トン1基

- ・災害時における福島地区住民の飲料水を確保します
- ・上信電鉄線北側地域における消防水利の確保が大幅に増加します



整備した貯水槽を利用した地元消防団による放水訓練

○LED太陽電池照明灯 3基

- ・災害により通電が遮断された場合でも照明を確保できます

○太陽電池時計 1基

- ・災害により通電が遮断された場合でも時間の確認が可能になります

○水飲み施設 1台

○収納ベンチ 4基

- ・災害時に使用する備品(かまど、土のうなど)を収納します

○かまどベンチ 3基

- ・平時時はベンチ
- ・災害時における避難者への炊き出しなど調理のためのかまどを確保します



かまどに変身するベンチ

防災広場便益施設

○公衆トイレ

- ・平時時は一般的な公衆トイレ
- 男(小)2台/(大)1台、女2台、身障者用1台

○災害用トイレ

- ・災害用簡易トイレ4個所



簡易トイレは車イスで入れるものもあり

▼町が所属する一部事務組合の予算をお知らせします

富岡消防署
甘楽分署



歳 出 (単位:千円、%)

科 目	予算額	構成比
議 会 費	820	0.0
総 務 費	62,563	3.8
衛 生 費	102,550	6.2
消 防 費	1,283,678	77.6
教 育 費	109,632	6.6
公 債 費	85,790	5.2
予 備 費	10,000	0.6
合 計	1,655,033	100.0

町の分担金・負担金は258,489千円

▼富岡甘楽広域市町村圏 振興整備組合

組合を組織しているのは富岡市・下仁田町・南牧村・甘楽町です。事務所は、富岡市富岡2486番地7

▼業務内容(共同処理)

主に消防組織法と消防法で定める市町村の消防事務、看護師養成所(富岡看護専門学校)の設置と管理事務、救急医療対策事業に関する事務です。

歳 入 (単位:千円、%)

科 目	予算額	構成比
分担金・負担金	1,516,349	91.6
使用料・手数料	37,547	2.3
県 支 出 金	425	0.0
繰 越 金	18,600	1.1
諸 収 入	8,912	0.6
組 合 債	73,200	4.4
合 計	1,655,033	100.0

■問合せ先

富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合 ☎0274-62-5261